

# たるとる 支えあふらん こころ

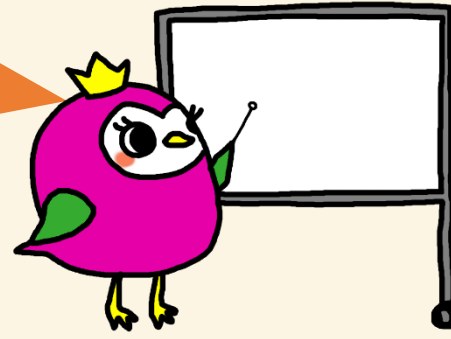
(第1期小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画)

概要版

「地域福祉」とは「誰もが幸せに暮らすことができる地域をつくること」です。  
そのために、本計画を策定し、地域の皆さんや関係機関、行政など地域に関わる全ての  
者が支え合う仕組みをつくることを目指します。

右に示す基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を柱に取組を推進します。

ここでは、各基本目標にぶら下がる15の施策に沿って、みんなで取り組む内容を示します。



## 基本理念

「お互いさま」と支え合い、  
誰もがしあわせを実感できるまち  
おたる

### 基本目標1 つながりを持てる地域づくり

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことが必要です。地域で多世代が交流できる居場所づくりやボランティア活動などの推進に取り組むほか、観光のまちとして地域住民と観光客がつながる環境づくりを進めます。

	市民一人ひとりが取り組むこと	地域が取り組むこと	事業者や団体等が取り組むこと	行政（小樽市）が取り組むこと	小樽市社会福祉協議会が取り組むこと
【 施策 1 】 地域住民同士がつながるための 拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎あいさつや声かけ</li> <li>◎自分の地域をもっと知る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎望ましい居場所の検討</li> <li>◎様々な世代の居場所づくりへの参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎居場所づくり等に積極的に関与</li> <li>◎活動場所の提供などの協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎共生型常設型*の居場所を立ち上げる</li> <li>◎SNS*等による情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎居場所立ち上げを目指す地域住民に先行事例の紹介や助言</li> <li>◎居場所運営者のネットワークづくり</li> </ul>
【 施策 2 】 市民自らが小樽観光を楽しむ ための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎観光客への声かけ</li> <li>◎小樽の魅力を SNS*等で発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎おもてなしの心を持って観光客を迎える</li> <li>◎地域の魅力を共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎観光に対する市民理解の向上に努める</li> <li>◎リアルタイムでの観光情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎小樽の文化遺産を活用した体験プログラムの構築</li> <li>◎小樽の魅力を共有する取組の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎観光ボランティア活動の周知</li> <li>◎観光ボランティアのネットワーク化</li> </ul>
【 施策 3 】 地域におけるボランティア 活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎研修会参加などによりボランティア活動への理解を深める</li> <li>◎ボランティア活動への積極的な参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ボランティア活動参加への働き掛け</li> <li>◎様々なボランティアの受け入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ボランティア活動への参加</li> <li>◎従業員への参加の促し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ボランティア情報の発信</li> <li>◎ボランティア活動の参加促進の仕組みづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ボランティア活動をしたい人と必要としている人等とのマッチング</li> <li>◎ボランティア活動に参加するきっかけづくりのための研修会を開催</li> </ul>
【 施策 4 】 町内会活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎町内会活動に関心を持つ</li> <li>◎町内会行事に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎町内会の目的を伝え、あり方を話し合う機会を持つ</li> <li>◎気軽に参加できる行事等を増やす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎従業員へ地域コミュニティ等の重要性を啓発</li> <li>◎町内会の各種行事への参加や協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎町内会活動へ若い世代が参加できる仕組みづくり</li> <li>◎町内会に職員派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎町内会が行うサロン活動等の支援</li> <li>◎地域活動等の情報発信</li> </ul>
【 施策 5 】 多様な世代のつながりづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎必要な情報を積極的に入手する</li> <li>◎地域の行事に誘い合って参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎交流できる場を設け、参加を呼び掛ける</li> <li>◎積極的に声を掛け合う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎事業者や団体同士も積極的に交流する</li> <li>◎地域住民と交流を深める機会の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎多様な手段での情報発信</li> <li>◎各種イベント等で参加者同士の交流を図れるよう工夫する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ボランティア活動の発表の場に住民を招待して交流の促進を図る</li> <li>◎世代を超えたコミュニケーションが図れる環境づくりの支援</li> </ul>

\*「共生型常設型\*」のように、用語の右肩に\*印があるものは【用語解説】に説明があります。



## 基本目標2 「助けて」と言える地域づくり

困ったときには周りに助けを求め、助けを求められたときには手を貸す、共に支え合う地域とするため、ひきこもりや不登校など生きづらさを抱え自らSOSを発信できずに困っている方への支援や漏れのない相談支援体制づくりを進めます。

	市民一人ひとりが取り組むこと	地域が取り組むこと	事業者や団体等が取り組むこと	行政（小樽市）が取り組むこと	小樽市社会福祉協議会が取り組むこと
【 施策 6 】 困りごとを抱えた方への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺ひとりで抱え込まず相談する</li> <li>☺支援が必要な人がいたらすぐ身近な民生委員児童委員などへ相談する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺日頃から声を掛け合う</li> <li>☺地域の課題を話し合う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺就労体験等の就労支援に協力する</li> <li>☺支援を目的とした会議等に参加する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺社会的に孤立した人の把握に努め、多機関の協働を進める</li> <li>☺犯罪をした人が孤立することなく生活できるよう取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺民生委員児童委員との連携強化</li> <li>☺ネットワークを生かした地域生活課題の把握</li> </ul>
【 施策 7 】 地域で子どもを育てる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺子どもへの声掛けやあいさつ</li> <li>☺子育て中の方は周りに遠慮なくSOSを出す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺子育て世帯の見守り</li> <li>☺地域の行事に多くの子どもが参加できるよう工夫する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺子育てしながら働きやすい環境づくり</li> <li>☺子どもの居場所づくりに協力する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺小樽市子育て世代包括支援センター「にこにこ」の周知</li> <li>☺子育て世帯の見守り体制の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺支援を必要とする子育て世帯の把握</li> <li>☺子ども食堂など、地域住民主体の居場所づくりの支援</li> </ul>
【 施策 8 】 漏れのない相談支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺日頃から相談できる人や場所を調べておく</li> <li>☺隣近所とコミュニケーションを図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺地域での見守りが行えるネットワークづくり</li> <li>☺困りごとを抱えた人を関係機関につなぐ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺相談支援事業者の事業内容を周知する</li> <li>☺関係機関同士の連携についてのルールづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺庁内に福祉総合相談窓口を設置</li> <li>☺包括的な支援体制を整備するため、関係機関と議論を進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺小樽市民生児童委員協議会と連携して研修会の開催等の支援</li> <li>☺相談機関と連携し、切れ目のない相談支援に努める</li> </ul>
【 施策 9 】 福祉サービスに適切な利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺福祉サービスについての理解を深める</li> <li>☺事業所等に意向を伝え自分に合った福祉サービスを選ぶ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺福祉サービスの情報を必要としている人の把握</li> <li>☺住民同士が交流し福祉サービスを学ぶ場を設ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺福祉サービス選択のために必要な情報の発信</li> <li>☺人材育成や職場環境の向上に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺福祉サービスの情報を幅広い年代の方に分かりやすく伝える</li> <li>☺来庁しなくても手続きができる仕組みづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺他法人と連携し専門性向上のための研修会等を開催</li> <li>☺福祉サービスの拡充や開発につなげる仕組みづくり</li> </ul>
【 施策 10 】 権利を擁護する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺虐待等は関係機関へ通報</li> <li>☺判断能力が十分でない人への理解を深める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺虐待等を許さない意識を高める</li> <li>☺成年後見人の活動に協力する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺福祉施設は虐待の防止に向けた取組を徹底する</li> <li>☺利用者を小樽・北しりべし成年後見センターにつなぐ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺養護者等への継続的な支援</li> <li>☺小樽・北しりべし成年後見センターを核とした連携体制を構築する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☺日常生活自立支援事業<sup>*</sup>やあんしんサービス事業<sup>*</sup>の周知</li> <li>☺市民後見人養成研修等により、支援者を地域に増やす</li> </ul>

### 【計画の位置付け・期間】

小樽市地域福祉計画は、小樽市総合計画を上位計画とし、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。また、総合的な地域福祉の推進を目指すため、社会福祉協議会が策定する小樽市地域福祉活動計画と一体的に策定するものです。

計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



### 基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、防災対策など緊急時への備えが欠かせないことから、災害時における支え合いの仕組みづくりや地域の防犯対策の構築などに取り組みます。また、除雪や買い物など生活環境の向上を目指した取組も進めます。

	市民一人ひとりが取り組むこと	地域が取り組むこと	事業者や団体等が取り組むこと	行政（小樽市）が取り組むこと	小樽市社会福祉協議会が取り組むこと
<b>【 施策 11 】</b> 空き家対策及び居住支援の充実	◎住宅や住環境に関する意識を高める ◎空き家は処分や活用を検討	◎危険度の高い空き家は行政に報告する ◎空き家を活用した住民同士の交流拠点づくり	◎福祉サービス利用者の住宅について、空き家の発生予防に努める ◎不動産業者や賃貸住宅の貸主は福祉分野との連携を進める	◎空き家情報の収集及び空き家の有効活用を図る ◎住居確保給付金 <sup>*</sup> の周知	◎空き家の情報と地域で居場所づくりを考えている方とのマッチング ◎住まいの相談に応じ、関係機関との連携を進める
<b>【 施策 12 】</b> 災害時における支え合いの仕組みづくり	◎防災に関する知識の習得 ◎防災さんぽ <sup>*</sup> を行う	◎防災に関する勉強会の開催 ◎自主防災組織の設置	◎地域の防災訓練等に積極的に参加する ◎社会福祉施設は福祉避難所の設置に協力する	◎防災に関する知識の普及啓発 ◎自主防災組織の育成及び推進	◎災害ボランティア講座の開催 ◎小樽市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備
<b>【 施策 13 】</b> 雪との共生	◎冬のイベントに参加する ◎雪出しや路上駐車をしない	◎イベントの開催に協力する ◎自力で除雪することが難しい世帯を把握する	◎地域の除雪作業を行う ◎従業員が除雪ボランティアとして活動できる環境整備	◎若い世代に除雪ボランティアの働き掛け ◎有償ボランティアなどの新たな仕組みづくり	◎除雪ボランティアの担い手確保 ◎福祉除雪サービス事業の仕組みや地域の除雪体制についての検討
<b>【 施策 14 】</b> 持続可能な買い物支援の実現	◎買い物に困ったときは身近な人に相談する ◎買い物に困っていそうな人に声を掛ける	◎移動販売等の情報を回覧板等で共有する ◎自分の地域に必要な買い物支援を考える	◎移動販売や宅配の事業者は広く周知する ◎福祉施設の送迎車を活用した買い物支援等を検討する	◎新たな買い物支援を行うための協議の場の設置 ◎買い物支援ガイドブックの作成	◎市内の移動販売店等の情報提供 ◎買い物に関する困りごとを把握し、支援の仕組みを研究する
<b>【 施策 15 】</b> 地域の防犯体制の構築及び推進	◎隣近所と声を掛け合うなど防犯意識を高める ◎防犯に関わる活動に参加する	◎地域で見守り活動を行う ◎防犯教室や防犯パトロールの実施	◎消費者被害等の犯罪についての情報共有 ◎地域の防犯体制の構築に協力する	◎地域における各種防犯活動の推進 ◎様々な手段による防犯情報の発信	◎地域での防犯意識の向上に努める ◎地域住民による見守りの取組を支援する

#### 【用語解説】

共生型常設型（居場所）	いつ行ってもいい、誰が行ってもいい、何をしてもいい、自由なふれあいの場所。
SNS	ウェブ上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業

あんしんサービス事業	施設入所者等の日常生活自立支援事業対象外の方に対し、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業
住居確保給付金	離職等により住居を失った、又は失うおそれがある際に一定期間家賃相当額を給付する事業
防災さんぽ	地震や津波などの災害が起きた時に、どこに避難すればよいのか、大人も子どもも避難場所まで安全に避難できるのかを、散歩しながら確認すること



## たるたる支え愛ぷらん（概要版）

（第1期小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画）

令和3年3月



【発行】

### 小樽市（福祉部地域福祉課）

〒047-8660 北海道小樽市花園2丁目12番1号  
TEL 0134-32-4111（内線301）  
FAX 0134-22-6915  
E-mail [tiiki-fukusi@city.otaru.lg.jp](mailto:tiiki-fukusi@city.otaru.lg.jp)

### 小樽市社会福祉協議会

〒047-0033 北海道小樽市富岡1丁目5番10号  
TEL 0134-23-3653  
FAX 0134-32-5641  
E-mail [info@otaru-shakyo.jp](mailto:info@otaru-shakyo.jp)

